

Aoba NEWSLETTER

V o l. 86

2021年07月30日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

- 1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれの ケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各 社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っておりま す。

青葉コンサルティンググループ:

香港:香港湾仔港湾道30号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京:北京市朝陽区建国門外大街甲24号東海中心605室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州:広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

「国家税務総局 国家外貨管理局によるサービス貿易等の項目に対する海外への支
払いに係る税務届出に関する問題の補充公告」の正式公布 4
【背景】4
【影響】4
【主要内容】4
【法規リンク】5
企業再編に関わる土地増値税政策の継続実施に関する通知 6
【背景】6
【影響】6
【主要内容】6
【法規リンク】8
広州市、仏山市、東莞市におけるハイレベル人材と緊急不足人材の個人所得税優遇政
策の財政補助金の申告ガイド9
【背景】9
【影響】9
【主要内容】10
【法規リンク】12
国家税務総局 輸出税額還付情報システムを最適化、統合し、更に高品質のサービス
の納税者への提供に関する公告14
【背景】14
【影響】14
【主要内容】14
【法規リンク】16

「国家税務総局 国家外貨管理局によるサービス 貿易等の項目に対する海外への支払いに係る税務 届出に関する問題の補充公告」の正式公布

【背景】

国家税務総局、国家外貨管理局は、2021年6月29日に、「国家税務総局 国家外貨管理局によるサービス貿易等の項目に対する海外への支払いに係る税務届出に関する問題の補充公告」(国家税務総局 国家外貨管理局公告2021年第19号、以下は、「公告」という)を正式に公布した。

【影響】

「公告」は、公布日から施行となり、届出者にオンライン、オフラインなどの多種を選択できる届出方式を提供し、届出プロセスをさらに簡素化し、届出回数を減らし、確実に届出者の負担軽減につながるであろう。

【主要内容】

「公告」による海外への支払いの税務届出に関する利便化措置は以下の通りである。

第一に、複数回に渡る海外への支払いの場合、一回の届け出手続きだけで済むことが可能となる。

同一契約の下で複数回に渡り海外への支払いが必要な場合、従来では支払する度に届出手続きを行う必要があったが、1回の支払いで最初に5万米ドル相当額を超えた場合にのみ、税務届出手続きを行う必要があるようになり、届出手続きの回数を減らすことにつながる。「公告」の施行前に、すでに海外への支払いに係る税務届出手続きをした場合、「公告」の施行後に、同一契約の下で引き続き海外への支払いを行う必要がある場合、税務届出手続きを繰り返す必要がなくなる。

第二に、届出免除の範囲を拡大する。

1、財政予算内の機関、事業単位、社会団体の非貿易・非営業の外国為替決済業

務を、届出免除のシチュエーションの範囲に入れる。うち、「非貿易・非営業の外国為替決済業務」とは、『財政部による非貿易・非営業の外貨使用管理問題に関する通知」(財預〔2012〕410 号)における第5条で明記されている状況を指し、すなわち、海外駐在機構の外貨使用、出国の外貨使用、留学生の外貨使用、外国専門家の外貨使用、国際組織会費の外貨使用、救助及び寄付の外貨使用、対外宣伝の外貨使用、株及び基金の外貨使用、対外援助の外貨使用、国外拝謁の外貨使用及び財政部門予算で確定したその他外貨使用の項目である。

2、国内直接投資による正当な収益で境内に再投資する外国人投資家については、 税務届出の要求を取り消す。

第三に、オンライン手続きのルートを拡大する。

「公告」は対外支払の税務届出のオンライン手続きのルートと手順を明確にし、 届出者は税務局現場で手続きすることの代わりに、自主的にオンライン手続きを 選択することができる。届出者は、対外支払の税務届出のオンライン手続きを選 択した場合、本省、自治区、直轄市及び計画単列市の電子税務局へ登録し、「サー ビス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出表」を完全、且つ真実に基づいて記 入し、届出資料を提出し、システムより自動に作成される「届出表」の番号と検 証コードを記録し、外貨管理関連の規定に従い、銀行で外国為替決済業務を行う。

第四に、届出者の多様化する税務手続きニーズに応える。

税務届出のオンライン手続きを推進すると同時に、伝統的な紙での届出ルートも 保留する。届出者は自分のニーズに合わせて届出方式を選ぶことができる。

【法規リンク】

「国家税務総局 国家外貨管理局によるサービス貿易等の項目の対外 支払に係る税務届出に関する問題の補充公告」

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5 166113/content.html

企業再編に関わる土地増値税政策の継続実施に 関する通知

【背景】

財政部及び国家税務総局は 2021 年 5 月 31 日に共同で、「企業再編に関わる土地増値税政策の継続実施に関する公告」(以下「公告」という)を公布し、企業の再編に関わる土地増値税政策を継続して実施することにした。

【影響】

「公告」の実施期間は 2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までとし、未処理の企業の再編過程に発生した土地付増値税は、「公告」の規定に適合する場合は、「公告」の規定に従って実施できることを明らかにした。ただし、2021 年 1 月 1 日以降に発生し、且つ「公告」の規定に適合したものの、すでに納付された土地増値税について、還付を申請できるか否かについては、「公告」では明らかにされていない。この点について、管轄の税務機関に打診することが勧められる。

【主要内容】

一、「通知」は基本的に財税〔2018〕57号の規定を踏襲し、企業の全体 的な組織変更、合併、分割、不動産による現物出資の過程に発生 する土地増値税を暫定的に徴収しない方針を継続する。具体的に は以下の通りである。

類型	優遇政策				
全体的な 組織変更	企業が「中華人民共和国会社法」の関連規定に基づき、全体的な 組織変更を行った場合(非会社制企業から有限責任公司または株 式有限公司への組織変更、有限責任公司から株式有限公司への組 織変更、株式有限公司から有限責任会社への組織変更を含む)、組 織変更前の企業から組織変更後の企業への国有の土地使用権、地 上の建物およびその付属物(以下、不動産という)の移転および 変更に対して、土地増値税は暫定的に徴収されない。 注)全体的な組織変更とは、元の企業の投資主体を変えずに、元				

	の企業の権利と義務を継承する行為を指す。
企業合併	2社以上の企業が1つの会社に合併し、且つ合併前の企業の投資 主体が存続する場合、合併前の企業から合併後の企業への不動産 の移転に対して、土地増値税は暫定的に徴収されない。
企業分立	企業が2社以上の企業に分立され、且つ投資主体が同じである場合、分立前の企業から分立後の企業への不動産の移転に対して、 土地増値税は暫定的に徴収されない。
不動産に よる現物 出資	単位・個人が、企業再編の際に不動産で現物出資する場合、投資 先の企業への不動産の移転に対して、土地増値税は暫定的に徴収 されない。

不動産の移転において、いずれか一方の当事者が不動産開発企業である場合、上記の企業再編に係る土地増値税の優遇政策は適用されない。

前述の「元の企業の投資主体を変えず」、「投資主体が同じ」とは、企業再編の前後において、出資者が変更できないことを指しているが、出資者の出資比例は変更できる。また、「投資主体が存続する」とは、元の企業の出資者は、必ず再編後の企業の出資者でなければならないことを指しているが、同様に、出資者の出資比例は変更できる。

- 二、「公告」は、企業が再編後、不動産を取得した当事者が再譲渡する際の土地増値税控除金額に関する問題に対して明確化にした。具体的には以下の通りである。
 - 1、「土地使用権を取得するために支払った金額」の控除金額に関して、再編前に土地使用権を取得するために支払った土地代金 及び国家統一の規定に基づき納付した関連費用で確定する。
 - 2、許可を得て国有土地使用権をもって出資した場合の控除金額に 関して、出資した際の、県レベル(中国の行政単位)以上の自 然資源部門が承認した評価価値で確定する。

3、不動産購入時の増値税発票をもって控除金額を確定する場合、 再編前に当該増値税発票に記載された金額に、購入年度(当該 増値税発票の日付の年度)から、譲渡年度まで毎年5%の金額を 加算した上、控除金額を確定する。

【法規リンク】

「財政部 税務総局による企業の再編に関わる土地増値税政策の継続 実施に関する通知」

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5165491/content.html

広州市、仏山市、東莞市におけるハイレベル人材と 緊急不足人材の個人所得税優遇政策の財政補助金 の申告ガイド

【背景】

国外ハイレベル人材と緊急不足人材がグレーターベーエリア(広東省・香港・マカオ大湾区)で勤務することを誘致するため、2019 年に財政部、税務総局が「財政部・税務総局のグレーターベーエリア個人所得税優遇政策に関する通知」(財税〔2019〕31 号)を公布し、グレーターベーエリアで勤務する国外ハイレベル人材と緊急不足人材に対して、中国本土と香港の個人所得税の税負担差額に対する補助金を与え、当該補助金に対して、個人所得税は徴収されないものとする。また、グレーターベーエリア個人所得税優遇政策の継続実施を徹底させるため、広東省財政庁、科学技術庁、人力資源と社会保障庁及び広東省税 務局が共同で「グレーターベーエリア個人所得税優遇政策の継続実施に関する通知」(粤財税〔2020〕29 号)を制定した。これに基づき、グレーターベーエリアの 9 都市は相次いで同市の国外ハイレベル人材と緊急不足人材の認定及び個人所得税への財政補助方法とガイドに関する文書を公布した。下記は広州市、仏山市、東莞市の 3 都市の申告ガイドを紹介する。

【影響】

当個人所得税優遇政策の公布実施によって、グレーターベーエリアで勤務する国外人材の実際の税金負担水準が著しく低下し、グレーターベーエリアの人材募集に対して、積極的な指導と促進効果を果たすことになる。それに加えて、国外ハイレベル人材と緊急不足人材がグレーターベーエリアで起業・勤務すること、また中国本土と香港・マカオとの経済貿易交流及び人員往来を促進することに重要な意義がある。

【主要内容】

		広州市	仏山市	東莞市
補助内容		納付済の個人所得税金額が課税所得額の15%を超過した部分に 対し、財政補助金が与えられ、当財政補助金に対して、個人所 得税は徴収されない。		
	身分条件	 1) 外国国籍者 2) 香港・マカオ・台湾住民 3) 国外長期居住権を取得した留学帰国人材と海外華僑¹ 		
基本条件	勤務条件	納年度に広州 市では務立と 大学の大学の は が が が が が が が が が が が が が が が が が が	納税年度に仏山 市で勤務、独立で 個人労務を提供、 もしくは生産、経 営活動に従事し ている。	納税年度に東莞市で勤務している。
	納税条件	ハ材人が15%を急納得税がのし得民るイ:所課を。急納得税がつる。 () 八がののののののののののののののののののののののののののののののののののの	納付済の個人所得税金額が課税所得額の 15%を超過している。	
	信用条件	申請者は財政補助	カ金を申請する前 <i>の</i>	直近3年間におい

^{1「}海外華僑」とは海外で定住している中国国籍保持の個人を指す。

青葉浩勤顧問

		て、重大な税収違法行為がない。 財政資金の偽りの申告・不正受取・詐欺受取・私用、 科学研究倫理・科学研究誠実信用の違反などの不信行 為がない。 信用失墜執行対象リストに入れられていない。 刑事処罰、生産・営業停止の命令、営業許可証などの 許可証の取消し、高額の罰金の行政処罰などの重大な 違法行為がない。 且つ、申請者はその源泉徴収者の上述行為または記録 の発生に対して、直接責任または主要責任を負わず、 源泉徴収者の法定代表者または責任者を務めていな い。		
人材目録*	ハイレベル人材	1) 類人者 2) べしな予 就業子イ書 ホイ 専門人 すいの ハ (、、 専門人材) マース で保 イ傑優青 が (、 、 、)) の の (、 、 、)) の の の (、 、)	1) 親 ズ の 2) ド 員 得 が が な が い 保 博 (の た が 発 な 士 歴 材 が 研 を か か か か か か か か か か か か か か か か か か	1)類材して2)部強テ業ーの長経研ポめ3)エ士専野有就、確高定認業業企技ス事総、開シ方師ジ会サ執きすべを材るれ界家上進業、、総監に、当時のすいを材あれ界家上進業、、総監に、進建とス格証ル取と。た5ハ場型な董副監監に、護建どス格証ル取とのイ企サど事総、の務 、築の分を

緊急不足人材	1) CPA、ACCA なお を を を を を を を を を を を を を を を を を を	当 面 で は 明 確 な 目 録 が な い	東緊照的校れデ要要にに6働り中日い売急しに以、ザ対求該従ヶ・、(公記市材学等がンナと2020 も月務請内しがサームが中上エイ象:当事月務請内しがとりを基門求アがる年業累、が在営議のとがのであるで、主 度務計労あ職業なり
申請期間	2021年7月1日~8月31日	2021 年 7 月 15 日 [~] 8月31日	2021年7月1日~8月15日
注記:		最は、適用されやす に詳しい内容は各	

【法規リンク】

広州市:

「広州市の広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策財政補助金 管理弁法の実施に関する通知」

http://www.gz.gov.cn/gfxwj/sbmgfxwj/gzsczj/content/post_7321539.html

「広州市の広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策財政補助金の申告指南」

http://rsj.gz.gov.cn/zwdt/tzgg/content/post_7353409.html

東莞市:

「東莞市の海外ハイレベル人材及び緊急不足人材認定及び個人所得税

の財政補助弁法」

http://dghrss.dg.gov.cn/zcfg/zyjsrc/content/post_3537130.html

「東莞市の海外緊急不足人材認定及び個人所得税財政補助金の申告指南」

http://dghrss.dg.gov.cn/zcfg/zyjsrc/content/post_3551472.html

「東莞市科学技術局の海外ハイレベル人材認定及び個人所得税財政補助金の申告手配に関する通知」

http://dgstb.dg.gov.cn/zwfw/rcfw/jwgdbt/content/post_3539812.html

仏山市:

「仏山市の広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策の実施に関する財政補助金管理弁法」

http://www.foshan.gov.cn/attachment/0/191/191861/4866745.pdf

「仏山市の 2020 年度広東·香港·マカオ大湾区個人所得税優遇政策財政補助金の申告指南」

http://fscz.foshan.gov.cn/cfg/zcfgwj/content/post_4876405.html

国家税務総局 輸出税額還付情報システムを最適化、 統合し、更に高品質のサービスの納税者への提供に 関する公告

【背景】

中共中央弁公庁・国務院弁公庁が印刷・公布した「税収徴収管理改革の更なる深化に関する意見」を積極的に実行し、市場主体により効果的なサービスを提供するため、税務総局は「金税三期」工程システムと輸出税還付管理システムを統合し、「金税三期」工程システムの中に輸出税還付管理モジュールを開発した。

【影響】

今回のシステム統合作業では、輸出税還付(免税)申告・資料提出・税務手続き・証明書の発行と分類管理などの措置を大幅に簡素化・最適化し、便利なサービス機能を増加させるものである。統合・最適化されたシステムにより、納税者に便利な輸出税還付申請方式を提供できる。

【主要内容】

- 一、「輸出税還付(免税)の電子情報証憑なしの申告」および「輸出 税還付(免税)延期申告」の取り消し。
- 1、「電子情報証憑なしの申告」の申告方法の取消し

「公告」を施行する前は、輸出税還付(免税)を申告するための輸出申告書(通関)等の申告証憑の電子情報を入手していないことにより、納税者が期限内に輸出税還付(免税)を申告することができない場合、輸出税還付(免税)申告期限前に、まず主管税務機関に「電子情報証憑なしの申告」を申請しなければならず、電子情報が揃ってから、再度輸出税還付(免税)を申告することになっていた。このような納税者の申告負担を軽減するために、「公告」を施行後、輸出申告書(通関)等の申告証憑電子情報の未入手により期限内に輸出税還付(免税)を申告できない納税者は、税還付(免税)証憑及び関連電子情報を収

集できた際、直接、税還付(免税)を申告することができるようになり、事前に「電子情報証憑なしの申告」を申請する必要がなくなった。

2、輸出税還付(免税)の延期申告の取り消し。

「公告」を施行前に、納税者は適時に増値税仕入税額控除証憑、輸出申告書(通関)などの税還付(免税)の申告証明書を取得できなかったことにより期限内に輸出税還付(免税)を申告できない場合は、輸出税還付(免税)申告期限前に、まず主管税務機関に延期申告を申請しなければならず、申告証明書が揃ってから、再度輸出税還付(免税)を申告することになっていた。納税者の申告負担を軽減するために、「公告」を施行後、申告証明書がすべて揃ってないことにより期限内に税還付(免税)申告できなかった納税者は、輸出申告書がすべて揃えてから、直接輸出税還付(免税)を申告することができるようになり、事前に延期申告を行う必要はなくなった。

二、輸出税額還付(免税)資料の提出の簡素化

納税者による輸出税還付(免税)備案、増値税控除・免除・還付申告 や消費税還付申告、及び生産企業による増値税控除・免除・還付申告 や消費税還付申告等の各輸出税還付業務の申告資料及び手続きを簡素 化する。

三、輸出税額還付(免税)の申告手続きの最適化

申告済みだがまだ審査認可されていない税還付(免税)申告データに誤りがあると納税者が自ら発見した場合、納税者は税還付(免税)申告を撤回できるよう、納税者の輸出税還付(免税)申告手続きを最適化する。

既に通関一体化を実施している地域は、当該地域の通関一体化実施日より、免税タバコは従来の指定税関ではなく、任意の税関で輸出申告しても、規定に基づき、免税の消込手続きを行うことができる。

四、輸出額税還付(免税)必要証明の発行の簡素化

青葉浩勤顧問

「代理輸出貨物証明」、「輸出貨物追加納税済/未還付証明」の申請資料を簡素化する。

五、輸出税還付(免税)の分類管理の完備

「国家税務総局は納税信用評価関連事項に関する公告」(2018年第8号)に基づき、納税信用度 M クラスの規定が新たに追加される。「公告」は三類輸出企業評定基準の第二の状況において、納税信用度を M クラスとする内容を追加された。

年度評価結果は評定完成後の翌月1日から発効する。動的調整と二次評価は評価完成後の翌日から発効する。新しい管理分類が発効する前に、輸出税額還付(免税)の申告を完成した場合、元の分類に基づき処理する。

六、輸出税還付(免税)に係る便利なサービスの充実

納税者の輸出税還付(免税)事項の申告処理を便利にするため、システムが総合的に電子税務局、標準版国際貿易「単一窓口」、輸出税額還付オフライン申告ツールの三つの申告ルートを無料で納税者に提供し、納税者の選択に供する。

【法規リンク】

「輸出税還付情報システムの最適化・統合による納税者へのサービス向上関連事項に関する国家税務総局の公告」

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-06/19/content_5619487.ht